

令和2年第10回北上市教育委員会定例会

1 日 時 令和2年7月22日（水）午前10時00分

2 場 所 北上市役所本庁舎 5階第1会議室

3 議事日程 別紙

4 会議に出席した委員

平野 憲

高橋 きぬ代

照井 渉

佐藤 和美

高橋 隆紀

5 説明のため出席した職員

(1) 教育部

教育部長 齋藤 昌彦

総務課長 澤藤 樹史

学校教育課長 高橋 秀和

子育て支援課長 石川 貴洋

文化財課長 小田嶋 知世

学校給食センター所長 高橋 良枝

中央図書館長 児玉 康宏

博物館長 杉本 良

鬼の館長 島津 秀仁

(2) まちづくり部

まちづくり部長 小原 学

生涯学習文化課長 及川 勝彦

スポーツ推進課長 平野 大介

6 議事の概要

教育長の事務報告後、議事が行なわれ、付議された次の議案6件及び協議3件が原案のとおり可決、承認された。

- 議案第14号 北上市教育振興基本計画策定検討委員会の任命について
- 議案第15号 北上市立図書館協議会委員の任命について
- 議案第16号 北上市学校給食運営委員会委員の任命について
- 議案第17号 北上市地域教育力向上推進委員会委員の任命について
- 議案第18号 北上市子どもの読書活動推進委員会委員の任命について
- 議案第19号 令和3年度から令和6年度まで使用する北上市立中学校教科用図書
の採択及び北上市立小学校教科用図書の採択について
- 協議第23号 北上市民俗芸能継承助成金交付要綱について
- 協議第24号 第2次北上市地域教育力向上基本計画等について
- 協議第25号 第4次北上市子どもの読書活動推進計画について

以下、会議の概要は次のとおりでした。

(開会 午前10時00分)

教育長 ただいまから令和2年第10回北上市教育委員会定例会を開催いたします。

ただいまの出席者は5人であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。

会議に先立ちまして、6月29日付けで新たに教育委員に就任しました高橋隆紀委員より一言御挨拶をお願いします。

高橋隆紀委員 ご紹介いただきました高橋隆紀と申します。

今回からお世話になります。

どうぞ、よろしく願いいたします。

教育長

ありがとうございました。

今後ともよろしく願いします。

それでは、日程第1、会期の決定を行います。

今定例会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第2 報告に入ります。

「1 教育長職務代理者の指名について」であります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13号第2項では、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行うと規定されており、事務に支障をきたすことがないよう、教育長の指名により、教育長職務代理者を置くことになっております。

そこで、この規定に基づき、6月29日付けで高橋きぬ代委員を教育長職務代理者として指名させていただきましたことをご

報告いたします。

ただいまの報告について、御質問がございましたらば、お願いいたします。

(「無し」との発言あり)

教育長 よろしければ、高橋きぬ代委員からご挨拶をいただければと存じます。

高橋きぬ代委員 6月29日から職務代理者として務めさせていただいております。

前任の善郎氏は、皆様の意見をまとめながら、それぞれの立場で率直に意見を述べられることを重視していらっしゃいました。私もその点を踏まえながら、新たに高橋隆紀氏をお迎えし、3人の委員の皆様を支えられながら、任務を全うして参りたいと思っております。

よろしく願いいたします。

教育長 ありがとうございます。

次に、「2 教育長事務報告」に入ります。

資料は、定例会日程の次にあります、教育長事務報告を御覧ください。

(別紙教育長事務報告により説明)

ただいまの報告について、御質問がございましたらば、お願いいたします。

(「無し」との発言あり)

教育長 それでは日程第3 議事に入ります。

議案第14号「北上市教育振興基本計画策定検討委員会の任命について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

ただいま上程になりました議案第14号北上市教育振興基本計画策定検討委員会委員の任命について、提案の理由を申し上げます。

令和2年度に北上市教育振興基本計画を策定することから、北上市教育振興基本計画策定検討委員会要綱に基づき、委員を任命しようとするものであります。

任命しようとする委員は、藤田知也さん、菅原浩樹さん、今西界雄さん、菅野正史さん、鈴木拓朗さん、奥山則男さん、山下正彦さん、八重樫輝男さん、沼山源喜治さん、小山隆利さん、亀甲直美さん、小田島周子さん、吉田博樹さん、中村達也さんの14人であります。

任期は、令和2年7月22日から令和3年3月31日までとするものであります。

いずれの方々も、経験、識見ともに適任と確信するものであります。

以上、よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました議案第14号について、御質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

総務課長

北上市教育振興基本計画策定検討委員の選任区分としましては、教育関係者あるいは知識経験者となっており、各種団体から推薦をいただいた方について、今回任命しようとするものであります。

教育長

改めて、質問等ございますか。

高橋きぬ代委員

委員会は、年何回の開催予定としているのでしょうか。

総務課長

検討委員会としては、8月上旬から、計画案の評価、計画案

協議、パブリックコメントに関する修正等を含め、最終案の協議まで、年6回を開催する予定しております。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、議案第14号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第15号「北上市立図書館協議会委員の任命について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。図書館長。

図書館長

ただいま上程になりました議案第15号北上市立図書館協議会委員の任命について、提案の理由を申し上げます。

図書館協議会委員10人のうち、北上市PTA連合会から推薦を受け任命しておりました委員が、本年7月末で退任することから、その後任を任命しようとするものであります。

今回任命しようとする高橋孝輔さんは、同じくPTA連合会からの推薦を受け、任命しようとするもので、任期は令和2年8月1日から令和3年6月30日とするものであります。

任命しようとする高橋氏は、人格、識見とも申し分なく、委員として適任と確信して任命しようとするものであります。

よろしく御審議のうえ、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました議案第15号について、御質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

図書館長

委員10名の中、教育関係者を学校教育、社会教育、家庭教育の分野に区分し、それぞれ推薦いただいております。

今回は、家庭教育の分野として、PTA連合会から推薦いただいたものとなります。

協議会の開催回数につきましては、例年年2回が通例であります。今年度は北上市立図書館基本的運営方針の見直し時期となっておりますので、4回から5回程度の開催予定となっております。

教育長

改めて、質問等ございますか。

佐藤和美委員

今回の任命は、前任者の退任に伴ってということから、人気の期間が短くなっておりますが、一般的な任期は、何年になりますでしょうか。

図書館長

通常は2年の任期となっておりますが、令和3年6月30日で任期を一旦揃えることとしているため、それまでの短い任期となっているものであります。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、議案第15号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第16号「北上市学校給食運営委員会委員の任命について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。学校給食センター所長。

学校給食センター所長 ただいま上程になりました議案第16号北上市学校給食運営委員会委員の任命について、提案の理由を申し上げます。

令和2年4月1日、学校給食の適正かつ円滑な運営を図ることを目的に、北上市学校給食運営委員会要綱を制定いたしました。この委員会は、学校給食の運営に関することなどについて、協議及び調査などを行うものであります。

新たに委員を任命しようとする方々は、北上市校長会や市PTA連合会、医師会などの関係機関から推薦を受けた方々及び給食担当として学校等で指導に当たっている教職員の19名です。任期は令和2年7月22日から2年間とするものであります。

いずれの方々も、人格、識見とも申し分なく委員として適任と確信して任命しようとするものであります。

よろしく御審議のうえ、原案とおりに議決を賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただいま提案されました議案第16号について、御質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

学校給食センター所長 選任区分としましては、私会計の際にも運営委員会を組織し、配送校の校長先生、PTA、給食事務等の方々で構成しておりますが、公会計に伴い制度変更し、学校医と知識経験者を追加したものとなります。

会議は年2回を想定しております。

教育長 これまでは、3センターで運営委員会を設置していたものを1本化し、併せて、新たに学校医と知識経験者を追加しようとするものとなります。

改めて、質問等ございますか。

照井渉委員 3センター毎の運営委員会は、解散するのでしょうか。

学校給食センター センター毎の運営委員会は解散し、北上市としての運営委員
所長 会として、構成するものです。

教育長 改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、議案第16号は、原案のとおり可決することに御異議
ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり
可決することに決定いたしました。

次に、議案第17号「北上市地域教育力向上推進委員会委員の
任命について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。生涯
学習文化課長。

生涯学習文化課長 ただいま上程になりました議案第17号北上市地域教育力向上
推進委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

現在の委員のうち1名が辞任され、1名が推薦団体の役職を
退任されたことから、後任の委員2名を任命しようとするもの
です。

新たに任命する委員は、高橋主夫さん、高橋憲一さんの2名
であります。

任期は前任者の残任期間とし、令和2年8月1日から3年6
月30日までとするものであります。

いずれの方々も、豊富な経験を有しており、人格、識見とも
適任と確信し任命しようとするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い
申し上げます。

教育長 ただいま提案されました議案第17号について、御質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

生涯学習文化課長 選任区分としましては、地域づくり組織関係者外、19名の委員となっております。

通常は2年間の任期ですが、委員の辞任に伴う後任の委員任命であることから、令和3年6月30日までの任期となります。

教育長 改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、議案第17号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第18号「北上市子どもの読書活動推進委員会委員の任命について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。生涯学習文化課長。

生涯学習文化課長 ただいま上程になりました議案第18号北上市子どもの読書活動推進委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

18人の子どもの読書活動推進委員が任期満了となることから、後任の委員を任命しようとするものです。

新たに任命する委員は、高橋麻紀さん、千田弓子さん、鎌田みどりさん、木野渉さん、三田あゆみさん、村上志野さん、高橋幸子さん、児玉康宏さんの8名で、小原栄子さん、大沼英生さん、高橋亨さん、八重樫祐子さん、昆美知男さん、佐藤芳子

さん、武埜忍さん、高橋博信さん、高橋秀和さん、石川貴洋さん
にあつては引き続き任命しようとするものです。

任期は令和2年8月1日から4年7月31日までとするもので
あります。

いずれの方々も、豊富な経験を有しており、人格、識見とも
適任と確信し任命しようとするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い
申し上げます。

教育長

ただいま提案されました議案第18号について、御質問等があ
りましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

(担当課長より「無し」との発言あり)

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、議案第18号は、原案のとおり可決することに御異
議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり
可決することに決定いたしました。

次に、議案第19号「令和3年度から令和6年度まで使用する
北上市立中学校教科用図書の採択及び北上市立小学校教科用図
書の採択について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。学
校教育課長。

学校教育課長

ただいま上程になりました議案第19号 令和3年度から令和

6年度まで使用する北上市立中学校教科用図書の採択について、提案理由を申し上げます。

現在使用しております中学校教科用図書の採択期間が今年度で満了となることから、令和3年度から令和6年度まで使用する教科用図書について、新たに採択しようとするものであります。併せて、採択地区が中部地区として改編となったことから、小学校教科用図書につきまして、同じ教科用図書を採択しようとするものであります。

採択しようとする教科用図書は、花巻市及び北上市、遠野市、西和賀町の3市1町の教育委員会教育長等で構成する中部地区教科用図書採択協議会において検討し、選定したものであります。

なお、選定にあたっては、保護者、教員、市町教育委員会教育委員等による「教科用図書調査検討委員会」を設け、多様な意見を聴取し参考といたしました。

それでは、まず中学校10教科16種目の教科用図書について種目ごとに、選定された理由について申し上げます。

初めに、国語の光村図書出版が選ばれた理由について申し上げます。学習過程や学習内容、活用場面等を見開きで示し、日常生活に役立つ力として身に付けられるよう工夫されておりました。

次に、書写の光村図書出版であります。国語科や他教科と関連した学習を充実させ、思考力・判断力・表現力等が育成されるよう配慮されておりました。

次に、社会科地理的分野の東京書籍についてですが、単元全体を貫く問いである「探究課題」と「探究のステップ」、「学習課題」の3段階の問いで構造化し、主体的に課題解決的な学習を展開できるよう工夫されておりました。

次に、社会科歴史的分野の東京書籍についてですが、問いを軸にした単元の構造化を図るとともに、働かせる見方・考え方を示すことで、基礎的・基本的な知識及び技能を習得できるよう配慮されておりました。

次に、社会科公民的分野の東京書籍についてですが、「問い」を軸にした単元の「構造化」による課題解決的な学習が展開され、見方・考え方を働かせる活動により主体的な学習につながるよう工夫されておりました。

次に、社会科地図の帝国書院についてですが、大判化で地域の特色が捉えやすい紙面構成と世界各州の鳥瞰表現の地図を多く掲載し、より視覚的に地図を活用して学習に取り組めるよう配慮されて工夫されておりました。

次に、数学の東京書籍についてですが、主体的・対話的で深い学びが実現できるよう、問題発見・解決の過程を重視した数学的活動を通じて、基礎的・基本的な知識及び技能の習得ができるよう配慮されておりました。

次に、理科の振興出版啓林館についてですが、観察、実験を中心にした探究的な活動を重視し、探究のふりかえりが設定されるなど、主体的な問題解決がされるよう工夫されておりました。

次に、音楽の教育出版についてですが、「学びのユニット」に学習のねらいや手掛かりとなるヒントが分かりやすく明示され、見通しをもちながら学びが進められるとともに、学習内容を系統的に関わらせて資質・能力を身に付けられるよう工夫されておりました。

次に、器楽の教育出版についてですが、歌唱・鑑賞教材との共通曲が多く、系統性をもたせながら関連付けて学習できるよう配慮されておりました。

次に、美術の日本文教出版についてですが、表現と鑑賞が一体となった見やすい紙面構成や、生活や社会とのつながりを考えた題材配列であり、主体的な学習が展開されるよう配慮されておりました。

次に、保健体育科の東京書籍についてですが、学習の流れが示されていることで見通しをもって学習に取り組めるよう配慮されておりました。

次に、技術・家庭科技術分野の開隆堂出版についてですが、調査、分析などの思考活動を通して、技術の確かな学びを実現し、よりよい生活や持続可能な社会を構築する資質・能力を育成するよう配慮されておりました。

次に、技術・家庭科家庭分野の開隆堂出版についてですが、学習への動機付けができるように学習内容に関連する見開きの写真や導入課題を提示し、主体的に学習に取り組むことができるよう工夫されておりました。

次に、英語の開隆堂出版についてですが、身近な場面設定か

ら基礎的な表現を習得し、段階的に、即興的で統合的な言語活動に取り組むことで、思考力・判断力・表現力等を育成するよう工夫されておりました。

中学校分最後の、特別の教科道徳の学研教育みらいについてですが、異なる複数の意見を教材文に提示したり、テーマに沿って自他の考えを交流したりすることにより、道徳的判断力、心情、実践意欲と態度を養うことができるよう工夫されておりました。

続きまして、小学校教科用図書採択についてですが、採択地区が中部地区として改編されたことに伴い、令和3年度から令和5年度まで使用する小学校教科用図書につきまして、昨年度作成した調査資料に基づき、令和2年度と同じ教科用図書を採択しようとするものであります。

以上、よろしくご審議のうえ、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました議案第19号について、御質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

学校教育課長

各教科の採択理由の詳細を添付しておりますので、ご確認ください。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、議案第19号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、協議第23号「北上市民俗芸能継承助成金交付要綱について」を議題といたします。

協議の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。文化財課長。

文化財課長

ただいま上程になりました協議第23号北上市民俗芸能継承助成金交付要綱について、提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、活動機会が激減し収入も減少傾向にある市内の民俗芸能団体に対し、新しい生活様式による民俗芸能の継承を支援するため、1団体につき10万円の助成金を交付する手続きについて定めた交付要綱を制定しようとするものです。

本要綱では、交付対象となる民俗芸能団体を、令和元年度までの5年間に1回以上の公開活動をした年度が3年度以上ある団体としています。また、団体として活動していることを確認するため、規約または総会資料の確認、役員名簿の提出も求めることとしています。さらに、申請書に「交付金の使途計画」について記入する欄を設けて確認し、交付事務の迅速化を図ります。

本要綱は、令和3年3月31日限りで効力を失うものとし、当該年度において要綱の制定から交付の完了までを目指すものです。

よろしく御審議の上、原案のとおり承認を賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました協議第23号について、御質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

文化財課長

この助成金の背景といたしましては、民俗芸能は「三密回避」が難しく、2月頃から活動機会が激減火防祭や例大祭が中止になり、収入がなく活動資金が不足している現状にあります。市補助金や県文化振興事業団助成金の採択を受けた団体からも中

止の相談が相次いでおります。無形民俗文化財は形がないため、活動が途絶えると復活が困難なものであります。

この活動継続を後押しするため、一律10万円の助成金を交付しようとするものであります。

対象といたしましては、市内民俗芸能団体100団体を想定しております。

事業費は、その100団体に10万円ずつということで、1千万円となります。

対象団体の精査につきましては、活動中であることの確認、団体であることの確認、公平性の3点を要綱に盛り込んでおります。公平性につきましては、文化財登録や協会加盟の有無を問わない内容としております。

市民等への周知方法としましては、市広報、市ホームページを通じて周知を行います。

期待される使途としましては、新型コロナウイルス感染症対策として、除菌用品やマスクの購入、共有することも多い楽器や道具の除菌用品の購入が考えられます。

また、活動継続のための経費としましては、無観客公演を配信する経費や、練習場への換気扇や扇風機設置、非接触型体温計設置などが考えられるところであります。

助成金の諸問題と対策でございますが、

補助金にして確実なコロナ対策を促すべきではないかという点につきましては、交付事務を簡素化し、速やかに支援を実行すること、交付申請書に「助成金の使途」欄を設け、目的を確認することで事務が迅速化されるものであります。

公演機会の創出に対して補助するべきではないかという点につきましては、新たなステージ公演の創出を促すだけでなく、地域での再開や伝承の場の確保を支援し、「地域における芸能の価値」の維持を促すものであります。

交付要綱の決裁を経まして、8月に周知をいたし、9月から受付開始、順次交付開始するというもので、年度内の交付終了を目指すものでございます。

そして、副次的ではございますが、交付申請を通じて民俗芸能団体の活動状況の把握が可能となるものでございます。

教育長

改めて、質問等ございますか。

高橋隆紀委員

使途報告に関する報告は不要でしょうか。

文化財課長

義務ではございませんが、使途を調査することができる項目を要綱に定めることにより、必要に応じて確認を求めることにしております。

高橋隆紀委員

各団体の判断により、使用できるように配慮いただいているのであれば、良い制度ではないでしょうか。

教育部長

この民俗芸能継承助成金は、市の予算上、新型コロナウイルス感染症対策関連事業の1つとして位置付けられたものとして、昨日の議会において予算を議決いただいたものとなります。

通常は、補助金ではないかという考え方もあるかと思われませんが、補助金制度の際に発生する事務手続きを鑑み、感染症対策の緊急性から、事務の簡素化を図るため助成金としたものとなります。

なお、民俗芸能団体の公演に対しては、協会主催の秋季イベントをまちづくり部が担当し支援することとしており、教育部がまず活動を支援し、その後の公演をまちづくり部が支援する総合的な支援としております。

この他の感染症対策予算としましては、鬼の館において、公演場所が屋内から屋外へ変わることにより屋外ステージやトイレを改修する予定としております。来月の定例会にて関連予算を一覧で資料提供させていただきます。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、協議第23号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

御異議なしと認めます。よって、協議第23号は原案のとおり

可決することに決定いたしました。

協議第24号「第2次北上市地域教育力向上基本計画等について」を議題といたします。

協議の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。生涯学習文化課長。

生涯学習文化課長 ただいま上程になりました協議第24号第2次北上市地域教育力向上基本計画等について、協議理由を申し上げます。

北上市地域教育力向上基本計画は、平成26年3月に策定し、北上市地域教育力向上行動計画は、平成27年3月に策定して以来、子どもと家庭、学校、地域、行政の5者が果たすべき役割や目標を明らかにし、地域の様々な資源を生かした取り組みを行いながら、子どもたちが自ら学び続け、社会変化の対応できる力を育む環境を地域全体でつくってまいりました。

今回、平成26年3月に策定した現基本計画及び平成27年3月に策定した現行動計画が令和3年3月を終期としていることから、今年度中に新たな計画を策定する必要があり、その策定方針を協議するものであります。

よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただいま提案されました協議第24号について、御質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

生涯学習文化課長 計画期間でございますが、令和3年度から7年度までの5年間を計画しております。

策定方法でございますが、外部組織として、先程議決いただきました北上市地域教育力向上推進委員会において、策定に伴う年5回の開催を予定しております。併せて、庁内部署との2つで検討を進めることとしております。

現行計画では、重点施策として「地域の特色を生かした実践活動の成果の共有」、「子どもの読書活動推進」、「北上っ子5つのやくそく」推進を進めてきております。それぞれの課題を

3点まとめさせていただいております。

行動計画における指標項目の推移として、現行計画を策定した平成26年度と直近の令和1年度を比較指標のうち、12項目中、8項目が増加する一方で、4項目が減少しており、これらの内容を踏まえて計画策定を進めたいと考えております。

また、地域教育力向上につながる活動を継続することに加え、令和元年度の調査において、「地域教育力向上につながる取り組みが盛り上がっているか」という設問への回答の「いいえ」「分からない」の割合が約6割となっており、周知対策や地域住民の参画促進が必要と捉えております。

また、核家族化、情報化、国際化、ダイバーシティ等の子どもたちを取り巻く環境の変化に対する対応も必要と捉えております。

策定方針ですが、現状と課題を捉え、推進計画を簡潔明瞭に示すために、現在の2計画、基本計画及び行動計画を推進計画として1つに整理し策定したいと考えております。

また、学校と地域の連携・協働の充実についての盛り込みを新たに検討したいと考えております。

更に、現在の重点施策を継続した上で、新たに「早寝早起き朝ごはん」の推進、全県共通課題である「情報メディアとの上手な付き合い方」についても、検討したいと考えております。

教育長

改めて、質問等ございますか。

高橋きぬ代委員

コミュニティースクールと地域教育力向上との関連性は、どの様になっておりますでしょうか。

生涯学習文化課長

策定方針において、学校と地域の連携・協働の充実についての盛り込みを新たに検討したいと考えており、地域学校協働本部についても、計画に盛り込むこととして検討したいと考えております。

高橋きぬ代委員

地域教育力向上の視点についてですが、今、地域にある力を活用するという視点だけではなく、これから子どもたちが伸びる際に必要な情報教育の視点や、地域の方々がこの取り組みに関わることにより地域全体の課題を自分のものとして捉える等

の先を見越した新たな視点も必要かと思われま

す。
また、現行の行動計画における指標である「将来の夢や目標を持っていますか」という指標についてですが、将来の夢や目標に対する大人の視点と、子ども達自身の視点は異なっているのではないかと考えており、子ども達が社会に出る際にどのような夢や目標が持てるのか、その夢や目標を持つためには、小中学校の年代に対し地域がどのようなサポートをすることが出来るのかという広い視野が必要ではないかと思われま

す。
もう1つの指標として、「読書は好きですか」という項目に係り、子どもの読書活動自体には力を入れていると捉えておりますが、視野を広げるために物語だけではなく、情報分野、科学分野、ニュース、政治社会分野、ジェンダー等に係る読書内容も取り入れる必要があるかと思われま

生涯学習文化課長

す。
地域教育力の推進を考える際に、今あるものを活用するだけではなく、まだまだ活用されていない地域の人材等もあるかと思われま

すので、広い視野を持って計画を検討したいと考えております。
指標については、市独自の内容ではございませんが、回答している児童生徒に設問自体の考え方や必要性を考えて貰うことも重要かと思われま

教育長

すし、当課が所管しております児童生徒向けの事業においても、広い視野を持って検討を進めたいと考えております。
改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、協議第24号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

御異議なしと認めま

次に、協議第25号「第4次北上市子どもの読書活動推進計画について」を議題といたします。

協議の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。生涯学習文化課長。

生涯学習文化課長 ただいま上程になりました協議第25号第4次北上市子どもの読書活動推進計画の策定方針について、協議理由を申し上げます。

北上市子どもの読書活動推進計画は、平成18年3月に策定し、「北上市総合計画」の教育・子育て施策と整合性を確保しながら、「北上市教育振興基本計画」を上位計画とした個別計画として、子どもの読書活動及び読書環境について計画的な推進を図ってまいりました。

今回、平成28年2月に策定した現計画が令和3年3月を終期としていることから、今年度中に新たな計画を策定する必要があり、その策定方針を協議するものであります。

よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただいま提案されました協議第25号について、御質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

生涯学習文化課長 計画期間でございますが、令和3年度から令和7年度までの5年間で計画しているものであります。

策定方法でございますが、検討組織として、外部組織である北上市子どもの読書活動推進委員会と庁内検討会を組織しているところであります。なお、子どもの読書活動推進委員会については、例年は年2回の開催でございますが、今回は、新たな計画の策定を進めることから、年4回の開催を予定しております。

現状と課題としては、調査において、多くの児童が読書が好きと回答している中で、中学生は、それ以外で多忙ということもあるかと思われませんが、読書が好きと回答した生徒が減少傾向となっております。このことから、これまでの取り組みとは別に新たな取り組みを検討する必要があると考えておりま

す。

また、スマートフォン等の普及が急速に進んでおり、子どもの家庭での読書習慣の形成に影響を及ぼす可能性がある点も新たに検討しなければならないと感じております。

更には、情報化やグローバル化の進展等の時代の変化に対応した読書活動推進策が必要になってきていると考えており、これらを受けて、策定方針としましては、第3次計画での取り組みを踏まえ、継続できるものと見直しが必要なものを整理し、子どもが図書に触れ、読書に親しみを持ち、自ら図書を選んで読書ができるように4点の方針を整理し、読書活動を推進したいと考えております。

教育長 改めて、質問等ございますか。

高橋隆紀委員 現状と課題において、読書することとスマートフォンを所有することとの関係性は、どの様なものになりますでしょうか。

生涯学習文化課長 スマートフォン自体の所有を問題視しているものではなく、スマートフォンやタブレットでも読書できる状況にはなっており、それら機器の普及に伴う読書推進の在り方を検討しようとするものであります。

高橋隆紀委員 読書の形態として、本で読むのか、電子機器で読むのかという記載という整理ですね。了解しました。

教育部長 高橋きぬ代委員から、地域教育力において、物語に特化せず、科学、政治、ジェンダー等の様々な視点からのお話をいただきましたが、N I E (Newspaper in Education) の考え方も入っているのかと捉えて伺っておりました。

N I Eについて、教育、読書、地域教育力等のどのような側面から考えるものなのか、ご知見を伺わせていただければと存じます。

高橋きぬ代委員 持論にはなりますが、読書は低学年までは重要性が高く、紙での文字文化が必要ではないかと思っております。

色々なニュースソースがありますが、低学年までは紙中心の

方が良いのでは思っております。

また、読書をする際に1番重要なのは、子どもが今、どこに興味を持っているかであり、その興味に即し、大人が必要と思うもの、その良さが普遍的に認められているものを提供することではないかと思っております。

その際に、物語よりも、少し社会的な読み物にも目を向ける必要があるのではないかと思っております。先日も、黒沢尻北小学校でも行われておりましたが、取り入れ方によっては社会的な視野を広げ、将来自立して活躍できる子どもたちに育っていくのではないかと思っております。

本の読書と共に新聞、科学雑誌等にも、重要な要素があり、バランスを考えて、子ども達が総体的に伸びる方向になれば、良いなと思っております。

教育長

黒沢尻北小学校のデジタル新聞の活用等、色々な情報機器を含めながら読書を考える必要があり、その活用方法も含めた視点を持ち、策定を進めたいと考えております。

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、協議第25号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

御異議なしと認めます。よって、協議第25号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これもちまして、本日の会議を閉じさせていただきます。

(閉会 午前11時10分)